

東証指数算出要領  
(東証配当フォーカス 100 指数編)

2020 年 12 月 25 日版

株式会社 東京証券取引所

2020 年 12 月 25 日発行

## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 変更履歴 .....                      | 3  |
| はじめに .....                      | 4  |
| I. 株価指数概要.....                  | 4  |
| II. 指数の算出 .....                 | 4  |
| 1. 概要 .....                     | 4  |
| 2. 算出式.....                     | 4  |
| 3. 採用価格 .....                   | 5  |
| 4. 指数用株式数.....                  | 5  |
| 5. 銘柄選定 .....                   | 5  |
| 6. 東証配当フォーカス 100 指数に使用する係数..... | 8  |
| III. 基準時価総額の修正.....             | 10 |
| 1. 修正対象となる事項.....               | 10 |
| 2. 修正方法 .....                   | 13 |
| IV. その他.....                    | 15 |
| 1. 公表、基礎情報の提供 .....             | 15 |
| 2. 利用許諾 .....                   | 15 |
| 3. 問い合わせ先.....                  | 15 |

## 変更履歴

| 公表日        | 変更内容   |
|------------|--|
| 2013/8/13  | ・新株予約権の無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）に関する指数用株式数の取扱いを追加いたしました。  |
| 2014/3/25  | ・問い合わせ先等を修正しました。   |
| 2014/6/2   | ・算出対象の追加及び除外（株式移転等）に係る記載を修正いたしました。   |
| 2017/2/1   | ・追加・除外リスト公表日を変更しました。<br>・各銘柄の係数算定用時価総額算出に用いる最終指数採用株価の採用日を変更しました。   |
| 2017/8/7   | ・受益権の口数及び投資口の表記に関する記載を追加しました。  |
| 2018/2/21  | ・Ⅱ.5.(3)「非定期の追加」の内容の一部を、Ⅲ.1.(1)「算出対象の追加除外」の追加欄に追加しました。   |
| 2018/7/23  | ・割り当てられる新株予約権証券が上場しない「新株予約権の無償割当増資」及び「株式無償割当」の取扱いを明確化いたしました。   |
| 2020/3/31  | ・定期選定時に将来の上場廃止が予定されている銘柄の扱い及び構成銘柄数が 100 銘柄を下回る場合の取扱いを明確化しました。<br>・株式等の決済期間短縮化（T+2）に伴う基準時価総額の修正日等の変更しました。 |
| 2020/6/30  | ・配当落微調整日の早期化に伴う所要の変更   |
| 2020/12/25 | ・市場変更等に係る取扱いを明確化いたしました。  |

## はじめに

- ・ 本資料では、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が算出・配信を行う、東証配当フォーカス 100 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と東証が判断した場合は、東証が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は東証の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、東証に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、東証は、東証配当フォーカス 100 指数の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、東証配当フォーカス 100 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- ・ 東証は東証配当フォーカス 100 指数について、配当なし指数と配当込み指数を算出する。
- ・ なお、当該資料においては、便宜的に受益権の口数及び投資口を株式・株と表記します。

## I. 株価指数概要

- ・ 東証配当フォーカス 100 指数は、TOPIX 1000 及び東証 REIT 指数の算出対象を母集団とし、四半期ごとに安定的に配当の獲得を目指すことを目的として選定された 100 銘柄により構成される指数である。銘柄の選定に当たっては、各銘柄の時価総額及び予想配当利回りを基に選定を行う。定期選定時において、株式移転等により上場廃止となることが将来見込まれる銘柄は、母集団から除外する。
- ・ 算出対象の定期入替は毎年 2 回（1 月/7 月）行う。
- ・ 基準日は 2010 年(平成 22 年)2 月 26 日・基準値は 1,000 である。

## II. 指数の算出

### 1. 概要

東証配当フォーカス 100 指数は時価総額加重方式により算出される株価指数である。各指数値の単位はポイントで小数点以下第 2 位までとする。(小数点以下第 3 位四捨五入)

### 2. 算出式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時の指数用時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times \text{基準値}$$

$$* \text{算出時の指数用時価総額} = \sum (\text{各銘柄の指数用株式数} \times \text{採用価格})$$

### 3. 採用価格

- 東証配当フォーカス 100 指数を算出する際の採用株価及び基準時価総額の修正に使用する株価は、東証の立会取引における株価とし、次の順序で採用する。

①特別気配又は連続約定気配、②約定値段、③約定値段又は特別気配がない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

### 4. 指数用株式数

- 指数用株式数は、指数用上場株式数に係数（後述Ⅱ-6）を乗じたものである。

各銘柄の指数用株式数 = 各銘柄の指数用上場株式数 × 各銘柄の係数

- 指数用上場株式数は、基本的には上場株式数と等しいが、株式分割等のコーポレートアクションによっては株式数が異なることがある。例えば、株式分割の場合、上場株式数は効力発生後の変更上場日に変更し、指数用上場株式数は権利落日に変更しているため、一時的に一致しない。
- また、指数用上場株式数は、基本的には発行済株式数と等しいが、日本電信電話、日本たばこ産業、日本郵政については、未上場の政府保有株式が存在するため、発行済株式数は上場株式数と一致しない。

### 5. 銘柄選定

#### (1) 1月・7月の定期入替

##### a. 概要

- 1月・7月の定期入替は、基準日において、TOPIX 1000 及び東証 REIT 指数の算出対象を、b.の「選定基準」に基づき、各銘柄の時価総額及び予想配当利回りを基に、東証配当フォーカス 100 指数の算出対象の見直し(追加・除外)を行うものである。
- 定期入替に係る基準日は、毎年1月・7月の第一水曜日（休業日の場合は第二水曜日とする）とし、追加・除外リストを定期入替日の5営業日前に公表、定期入替後の指数の算出を毎年1月・7月の最終営業日から行う。

- ・ 銘柄選定に使用する時価総額は、浮動株比率を反映したものとする。ただし、東証 REIT 指数の構成銘柄については、浮動株比率を反映しない上場時価総額を使用する。
- ・ 銘柄選定に使用する予想配当金は、TOPIX 1000 の算出対象については東洋経済新報社の予想配当データ、東証 REIT 指数の算出対象については会社予想の予想配当金データを使用する。
- ・ 銘柄選定の結果、100 銘柄に満たない場合がある。

## b. 東証配当フォーカス 100 指数の選定基準

定期入替の算出対象について、以下の手順により選定作業を行う。

- ① 基準日において TOPIX 1000 及び東証 REIT 指数の算出対象を、以下の 5 つのグループに区分する。ポートフォリオ 5 は指数の算出対象から除外される。

ポートフォリオ 1 : TOPIX1000 の算出対象のうち、3 月もしくは 9 月が決算期末の銘柄

ポートフォリオ 2 : TOPIX 1000 の算出対象のうち、6 月もしくは 12 月が決算期末の銘柄

ポートフォリオ 3 : 東証 REIT 指数の算出対象のうち、3 月もしくは 9 月が決算期末且つ時価総額スクリーニングの結果選定された銘柄

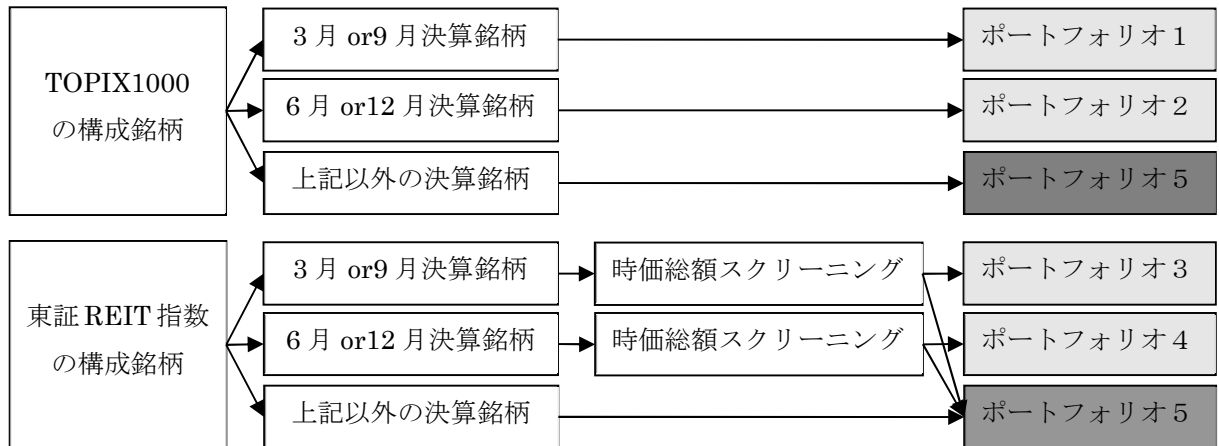
ポートフォリオ 4 : 東証 REIT 指数の算出対象のうち、6 月もしくは 12 月が決算期末且つ時価総額スクリーニングの結果選定された銘柄

ポートフォリオ 5 : 上記のいずれにも含まれない銘柄

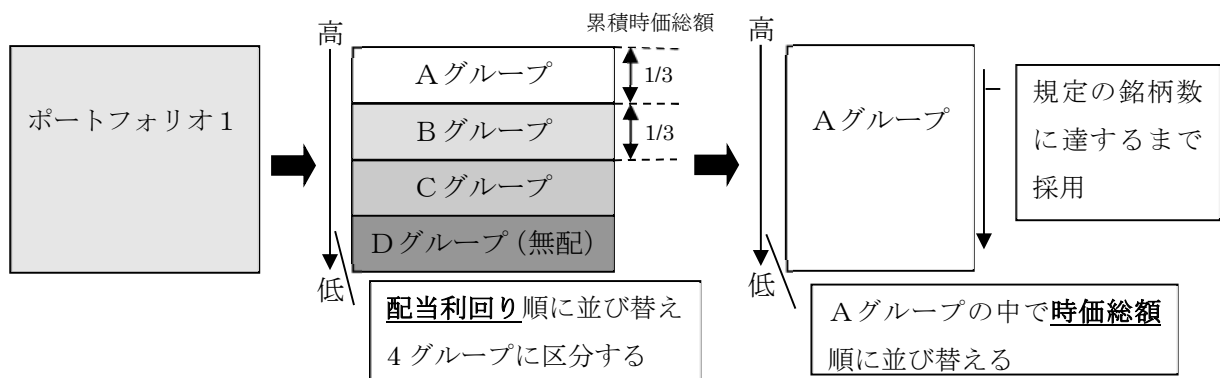
### ポートフォリオ 3・4 の時価総額スクリーニング

ポートフォリオ 3・4 については、時価総額を基に、銘柄のスクリーニングを行う。

- ① 累積時価総額が上位 80% に達するまでの銘柄
- ② ① によって選ばれた銘柄が各ポートフォリオで 5 銘柄に満たない場合は、5 銘柄に到達するまで時価総額順にポートフォリオ 3 または 4 に含める。



- ② ポートフォリオ1～4の各ポートフォリオにおいて、配当利回りが高い銘柄から順に（配当利回りが同じ場合は時価総額の大きい銘柄が上位となる）銘柄を並び替える。各ポートフォリオにおける時価総額割合を基に、以下の4グループに区分する。
- Aグループ：配当利回りの上位銘柄から順に銘柄を選定し、累積時価総額がポートフォリオ全体の時価総額の1/3に達するまで選定
- Bグループ：配当利回りの上位銘柄から順に銘柄を選定し、累積時価総額がポートフォリオ全体の時価総額の2/3に達するまで選定。ただし、Aグループに含まれる銘柄を除く
- Cグループ：Aグループ・Bグループ・Dグループのいずれにも含まれない銘柄
- Dグループ：無配当の銘柄
- ③ ポートフォリオ1～4のそれぞれでAグループとなった銘柄について、時価総額の大きい銘柄から順に、ポートフォリオ1及び2においては45銘柄、ポートフォリオ3及び4においては5銘柄を選定する。
- ④ ③の結果、銘柄数がポートフォリオ1及び2については45銘柄、ポートフォリオ3及び4については5銘柄に達しない場合は、Bグループの中から時価総額の大きい銘柄から順に、各銘柄数に達するまで銘柄を組入れる。
- ⑤ ④の結果、銘柄数がポートフォリオ1及び2については45銘柄、ポートフォリオ3及び4については5銘柄に達しない場合は、Cグループの中から時価総額の大きい銘柄から順に、各銘柄数に達するまで銘柄を組入れる。
- ⑥ ⑤の結果、銘柄数がポートフォリオ1及び2については45銘柄、ポートフォリオ3及び4については5銘柄に達しない場合は、Dグループの中から時価総額の大きい銘柄から順に、各銘柄数に達するまで銘柄を組入れる。



## (2) 非定期の除外

- 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定があった場合、当該銘柄を東証配当フォーカス 100 指数から除外する。(TOPIX の指数算出対象から除外する日と同一日に除外する。)

## (3) 非定期の追加

- 東証配当フォーカス 100 指数の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく市場第一部又は東証 REIT 市場に上場する場合には、当該上場廃止会社等が東証配当フォーカス 100 指数に属していた場合のみ当該新設会社等を追加する。
- 東証配当フォーカス 100 指数の算出対象が、東証配当フォーカス 100 指数の算出対象でない会社 (TOPIX 1000 構成銘柄若しくは東証 REIT 指数構成銘柄) を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。
- 前項(2)による非定期の除外によって、東証配当フォーカス 100 指数の算出対象数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。(毎年 1 月・7 月の定期選定の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。)

## 6. 東証配当フォーカス 100 指数に使用する係数

### (1) 概要

- 東証配当フォーカス 100 指数は、定期入替時において個別銘柄毎に投資比率を決定し、その動向を表す指数である (銘柄選定方法は II-5 を参照)。従って、TOPIX や東証 REIT 指数などの時価総額の動向を表す指数とは異なる方法で構成銘柄比率を決定する。
- 東証配当フォーカス 100 指数の構成銘柄比率の決定に際しては、定期入替において個別銘柄毎に算定した投資比率となるよう、浮動株比率とは異なる係数を算定する。指数用



上場株式数に係数を乗じた値を、東証配当フォーカス 100 指数算出用の時価総額として使用する。

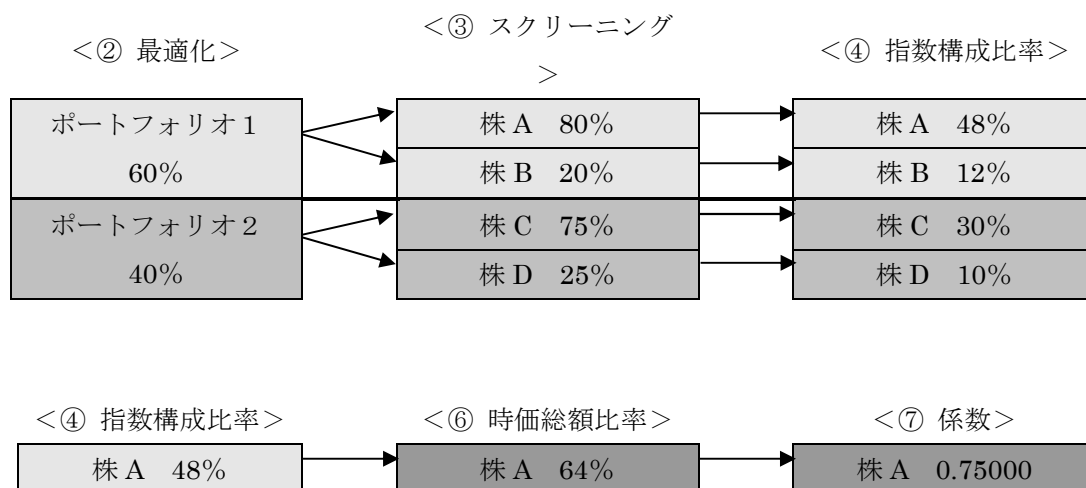
- ・ 係数については、定期入替時に算定するとともに、指数の算出対象に株式数の増減（株式分割・株式併合・株主割当を除く）が生じた場合、臨時見直しを行う。係数の値は銘柄毎に異なる。係数の刻みは 0.00001 で、最小値は 0.00001、最大値は 9.99999 である。

## (2) 定期入替時の係数の算定

I.6.(2).b において選定された銘柄を対象に、以下の手順で係数の算定を行う。

- ① 特定の銘柄の構成比率が一定以上の場合、その構成比率が一定比率以内となるよう調整を行う。
- ② 最適化手法を用いて計量的にポートフォリオ 1～4 の構成割合を決定する。構成割合は 1% 刻みで決定する。
- ③ ポートフォリオ 1～4 において、各銘柄が属するポートフォリオの中で占める時価総額の割合を算定する。
- ④ ②に③で算定した構成割合を乗じ、銘柄ごとの東証配当フォーカス 100 指数に占める構成比率を算出する。
- ⑤ 指数算出対象の定期入替日時点の指数用上場株式数に、定期入替日の 6 営業日前の最終指数採用株価を乗じ、各銘柄の係数算定用時価総額を算出する。
- ⑥ ⑤で算出した係数算定用時価総額の構成比率を算出する。
- ⑦ ④で算出した東証配当フォーカス 100 指数に占める構成比率を⑥で算出した係数算定用構成比率で除し、算出された値を各銘柄の係数とする。（小数点第 5 位四捨五入）

（数値例：ポートフォリオが 1、2 の場合）



|         |   |         |   |             |
|---------|---|---------|---|-------------|
| 株 B 12% | → | 株 B 16% | → | 株 B 0.75000 |
| 株 C 30% | → | 株 C 15% | → | 株 C 2.00000 |
| 株 D 10% | → | 株 D 5%  | → | 株 D 2.00000 |

### (3) 係数の臨時見直し

指数の算出対象に株式数の増減（株式分割・株式併合・株主割当を除く）が生じた場合、以下の式を用いて係数の臨時見直しを行う。（小数点第5位四捨五入）

$$\text{新係数} = \frac{\text{新株式数追加日の前営業日の指数用上場株式数} \times \text{株式数追加日の前営業日の係数}}{\text{株式数追加後の指数用上場株式数}}$$

新係数と株式数追加日の前営業日の係数の値が 0.00001 以上変動する場合にのみ、係数の臨時見直しを行う。

## III. 基準時価総額の修正

東証配当フォーカス 100 指数の算出において、算出対象銘柄の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、次に示すとおり基準時価総額を修正する。

### 1. 修正対象となる事項

#### (1) 算出対象の追加及び除外

|    | 修正を要する事項   | 修正日        | 修正に使用する株価   |
|----|--|------------|-------------|
| 追加 | 東証配当フォーカス 100 指数の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が東証配当フォーカス 100 指数に追加される場合  | 新規上場日(注 2) | 基準値段        |
|    | 東証配当フォーカス100 指数の算出対象が、東証配当フォーカス100指数の算出対象でない会社（TOPIX 1000構成銘柄若しくは東証 REIT指数構成銘柄）を存続会社等とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社等が東証配当フォーカス100指数に追加される場合 | 上場廃止日      | 修正日の前営業日の株価 |
|    | 毎年 1 月・7 月の定期入替  | 変更日        | 修正日の前営業日の株価 |

|    | 修正を要する事項   | 修正日                             | 修正に使用する株価          |
|----|--|---------------------------------|--------------------|
| 除外 | 上場廃止<br>東証配当フォーカス 100 指数の算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が東証配当フォーカス 100 指数に追加される場合 | 当該新設会社等の新規上場日（通例、上場廃止日の 2 営業日後） | 上場廃止日の前営業日の株価(注 3) |
|    |  | 上記以外（合併、株式交換などにより非存続会社となる場合等）   | 上場廃止日              |
|    | 整理銘柄への指定   | 整理銘柄への指定日(注 4)の 4 営業日後          | 修正日の前営業日の株価        |
|    | 市場第二部への指定替え、市場第一部からマザーズ又は J A S D A Q への上場市場変更   | 指定替え日（変更日）(注 5)                 | 修正日の前営業日の株価        |
|    | 毎年 1 月・7 月の定期入替  | 変更日                             | 修正日の前営業日の株価        |

注 1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注 2：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 3：上場廃止日から除外日の前営業日までの間は、上場廃止日の前営業日の株価を用いて指数を算出する。

注 4：整理銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 5：指定替え日（変更日）が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 6：基準時価総額の修正は、修正日の前営業日の引け後（修正日の立会開始前）に行われる。以下同じ。

## (2) 指数用株式数の変更

| 修正を要する事項 | 修正日                             | 修正に使用する株価   |
|----------|---------------------------------|-------------|
| 係数の変更    | 変更日                             | 修正日の前営業日の株価 |
| 公募増資     | 変更(追加)上場日（払込期日の翌日）              | 修正日の前営業日の株価 |
| 第三者割当増資  | 変更(追加)上場日（払込期日の 2 営業日後）の 5 営業日後 | 修正日の前営業日の株価 |
| 株主割当増資   | 権利落ち日                           | 1 株当たり払込金   |
| 新株予約権の行使 | 行使された日の翌月末(最終営業日)               | 修正日の前営業日の株価 |
| 優先株等の転換  | 転換された日の翌月末(最終営業日)               | 修正日の前営業日の株価 |
| 自己株式消却   | 自己株式が消却された日の翌月末(最終営業日)          | 修正日の前営業日の株価 |

| 修正を要する事項  |   | 修正日                           | 修正に使用する株価   |
|---|---|-------------------------------|-------------|
| 合併・<br>株式<br>交換   | 他の東証で算出する指数対象<br>銘柄(注 1)を非存続会社とする<br>場合(東証で算出する指数対象<br>銘柄の算出対象同士の合併・株<br>式交換) | 非存続会社の上場廃止日                   | 修正日の前営業日の株価 |
|   | 上記以外  | 変更(追加)上場日(効力発生日)              | 修正日の前営業日の株価 |
| 政府保有株の売出し<br>(日本電信電話、日本たばこ、日本郵政)                          |   | 東証が定めた日(注 2)                  | 修正日の前営業日の株価 |
| 新株予約権の無償割当てによる増資(割<br>り当てられる新株予約権証券が上場され<br>るものに限る。)(注 3) |   | 権利落日                          | 1株当たり払込金    |
| 会社分割(吸収分割)  |   | 変更(追加)上場日(効力発生日)              | 修正日の前営業日の株価 |
| その他の調整(注 4)   |   | 当該情報が「所報で公表された日」<br>の当月末又は翌月末 | 修正日の前営業日の株価 |

※ 変更(追加)上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

※ 株式分割、株式併合、株式無償割当(自己株式を割り当てる場合に限る)など、指数用株式数の増  
加(減少)に応じて株価を修正する場合には、時価総額の変動がないため、基準時価総額は修正し  
ない。

注 1: 東証で算出する指数対象銘柄のうち、内国普通株式及び REIT とする。

注 2: 受渡日を原則とする。

注 3: 新株予約権の無償割当てによる増資(いわゆるライツ・オフリング)については、権利付最終  
日の指数用上場株式数に、1株につき割当てられる新株予約権の個数を乗じた株式数を増加させ  
る。割り当てられる新株予約権証券が上場しない場合は、新株予約権の行使として取り扱う。

注 4: 例えば、「新株予約権付社債等の発行会社が株式分割を実施した場合」、「株式分割、株式併合、株  
主割当の際に、株式分割等の比率に基づき算出された株式数と効力発生日以降に確定する株式数  
に差異が生じた場合」、「既に指数の算出に反映済みの内容について、上場会社から事後の訂正が  
あった場合」など。

### (3) 元データ

- ・ 基準時価総額の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、東証が発行会社  
からの報告等を基に日々公表している「所報」から採取する。(浮動株比率の算定に  
ついては別紙参照)
- ・ なお、上記の基準時価総額の修正事由に関して、発行会社が報告内容を訂正した場合  
でも、既に算出・公表した指数の値について過去に遡って修正することは行わない。

## 2. 修正方法

### (1) 配当を考慮しない指数（配当なし指数）

#### ① 修正方法

- ・ 指数の連続性が維持されるよう、次の算式により基準時価総額を修正する。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= \frac{\text{前営業日の時価総額}}{\text{旧(修正前)基準時価総額}} \\ &= \frac{(\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{新(修正後)基準時価総額}} \end{aligned}$$

\* 修正額＝指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価  
したがって、

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

#### ②修正例

- ・ 仮に、旧基準時価総額を 20 兆円、前日の時価総額を 400 兆円とすれば、前日の指数値は、

$$\text{前日の指数値} = 400 \text{ 兆円} \div 20 \text{ 兆円} \times 100 = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

となる。

- ・ 仮に、A銘柄の指数用株式数が公募増資のため 1 億株増加し、前日終値が 2,000 円だったとすれば、修正額は 1 億株×2,000 円＝2,000 億円となる。よって、新基準時価総額は、

$$\text{新基準時価総額} = 20 \text{ 兆円} \times (400 \text{ 兆円} + 2,000 \text{ 億円}) \div 400 \text{ 兆円} = 20.01 \text{ 兆円}$$

となる。

- ・ 次のとおり、今日の指数値は、算出対象すべてに株価の変化がなければ、前日と変わらずの 2000.00 ポイントとなる。（このように、基準時価総額の修正によって、公募増資による時価総額の増加の影響を受けずに、指数の連続性が保たれるのである。）

$$(400 \text{ 兆円} + 2,000 \text{ 億円}) \div 20.01 \text{ 兆円} = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

## (2) 配当込み指数

- ・ 配当込み指数の算出において使用する配当金は、税引き前の配当金を使用する。
- ・ 配当落日の時点では、当期の配当金額は未確定であるため、配当落金額による基準時価総額の修正は、「(a) 予想配当金による修正」と、「(b) 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整」の2回に分けて行う。

### a. 予想配当金による修正

- ・ 配当落日に、予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し、前項による基準時価総額の修正を行う。使用する予想配当金は、原則として、以下のとおり決定する。

- ① 当期の配当金額が適時開示情報にて公表されている場合は、その金額とする。
- ② 当期の配当金額が確定していない（上記①のとおり公表されていない、または同金額が未定等の場合）は前期配当金額とする。

基準時価総額の修正方法は、基本的には前項(1)と同様だが、次の算式のとおり、剰余金の配当による修正を行う点が異なる。

新基準時価総額＝

$$\frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} - \text{配当落金額の総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

- \* 各銘柄の配当落金額 = 配当落日前営業日の指数用株式数 × 予想配当金
- \* 配当落金額の総額 = 各銘柄の配当落金額の合計
- \* 修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

### b. 予想配当金と決算短信等で公表された配当金の差異による微調整

- ・ 配当落日に使用した予想配当金と、決算短信又は剰余金の配当に関する開示（以下「決算短信等」という。）で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄について配当落金額の微調整を行う。具体的には、決算短信等で配当金が公表される日（以下「公表日」という。）の月末営業日（ただし、公表日が月末営業日の前営業日又は月末営業日の場合においては、原則として翌月末営業日）に、配当落微調整額の総額を算出し、基準時価総額の修正を行う。

新基準時価総額＝

$$\frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} - \text{配当微調整額総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

- \* 各銘柄の配当微調整額 = 配当落日前営業日の指数用株式数

× (決算短信等で公表された配当金 - 予想配当金)

- \* 配当微調整額総額 = 各銘柄の配当微調整額の合計
- \* 修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

#### IV. その他

##### 1. 公表、基礎情報の提供

###### (1) 指数値

- ・ 東証配当フォーカス 100 指数の配当なし指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイム (15 秒間隔) で全国の証券会社、報道機関等へ配信している。
- ・ また、東証配当フォーカス 100 指数の配当込み指数については終値のみを算出している。

###### (2) 基礎情報

- ・ 東証配当フォーカス 100 指数に係る日々の基礎情報 (基準時価総額、算出対象の指数用株式数等) は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行っている。

##### 2. 利用許諾

東証配当フォーカス 100 指数の算出、数値の公表、利用など東証配当フォーカス 100 指数に関する権利は東証が有している。このため、東証配当フォーカス 100 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す (相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。) 又はデータ提供する場合など東証配当フォーカス 100 指数を商業的に利用する場合には、東証とのライセンス契約が必要となる。

##### 3. 問い合わせ先

東京証券取引所 情報サービス部

指数グループ

E-mail : [index@jpx.co.jp](mailto:index@jpx.co.jp)

以上